

法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について

平成26年4月18日

法曹養成制度改革推進会議決定

「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）第4-2(1)イに基づき、法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について、次のとおり定め、平成27年度から実施する。また、最高裁判所に対して、同様の基準を設けることを期待する。

前年度の実績において、次のいずれかに該当する法科大学院に対しては、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律に基づく教員の派遣をしないこととする。

- 1 「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」（平成25年11月11日文部科学省）の基準のうち、第3類型に該当した法科大学院
- 2 前記1の基準のうち、第2B又は第2C類型に該当し、かつ、該当すると判定された年度（当該年度）の直近の入学者選抜における入学者数が10名未満の法科大学院